

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司	
同		宮	原	清	貴
同		川	合	隆	史
同		宇留間	又衛門		

29千総総第580号  
平成29年10月27日

千葉市監査委員 清水 謙 司 様  
同 宮 原 清 貴 様  
同 川 合 隆 史 様  
同 宇留間 又衛門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第8号及び第10号、平成28年度監査報告第9号、第11号及び第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>エ 保育料の減免を適正に行うべきもの（稲毛区役所）</p> <p>保育料減免実施要綱第 3 条第 3 項によると、減免申請は、減免対象期間の属する年度内に行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、保育料の減免に当たっては、当該減免対象期間の属する年度内に減免申請が行われていないにもかかわらず、減免している事例が見受けられた。</p> <p>保育料の減免については、要綱に基づき適正に行われたい。</p>	<p>保育料の減免については、所属長から担当職員へ直接指導し、平成 28 年度から、要綱に基づき適正に行っている。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>イ 長期継続契約の対象業務を適切に設定すべきもの（稲毛区役所、若葉区役所）</p> <p>長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条によると、長期継続契約を締結することができる契約は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの等とされている。</p> <p>また、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う運用について」（平成 20 年 12 月 19 日付け財政部長通知）によると、対象外業務は、契約期間中における業務内容が同一でないもの、単発的・臨時的に業務が行われる業務であり、対象となる業務と対象外の業務を併せた契約については、長期継続契約とすることはできないとされている。</p> <p>しかしながら、稲毛区役所他設備管理業務委託並びに若葉区役所及び若葉</p>	<p>稲毛区役所他設備管理業務委託並びに若葉区役所及び若葉保健福祉センター設備管理業務委託については、平成 29 年 4 月から総合維持管理業務委託へ統合し、長期継続契約の対象外業務も含め、単年度で契約を締結した。</p>

保健福祉センター設備管理業務委託については、長期継続契約の対象となる設備管理業務等と対象外の単発的・臨時的に行われる設備保守点検業務等を併せて長期継続契約を締結していた。

長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、その対象業務を適切に設定されたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 使用料の減免の決定を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>青葉の森スポーツプラザ管理条例第6条第1項によると、青葉の森スポーツプラザを使用しようとする者は、規定の料金（使用料）を納付しなければならないとされており、また、同条第2項によると、市長は、特に必要があると認めるときは、当該使用料を減額し、又は免除することができることとされている。</p> <p>しかしながら、青葉の森スポーツプラザにおいては、地方自治法施行令第158条に基づき使用料の収入事務を私人に委託しているが、当該委託において、本来市長が行うべき処分である使用料の減免の決定を収入事務受託者限りで行わせている状況が見受けられた。</p> <p>使用料の減免の決定は、市長の権限に属する事務であり、その行為の責任は市長に帰属するものであることから、その適否について定期的に専決権者の事後承認を受けるなど、適正に行われたい。</p>	<p>使用料の減免の決定については、平成29年2月1日に受託者に必要な書類を提出するよう文書で通知した。</p> <p>また、平成29年1月使用分より、毎月、専決権者が承認をしている。</p>
<p>(2) 契約事務</p> <p>ウ 物品の調達事務を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>契約規則第22条によると、契約に当たっては、あらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。</p> <p>また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品調達の契約事務は、調達主管課長（市長事務部局にあっては契約課長）が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な附属書類を添えて契約課長に送付しなければならないとされているが、予定価格が10</p>	<p>市営住宅使用料及び駐車場使用料納入通知書の調達については、平成29年度分から、調達主管課長に契約事務の執行を依頼している。</p>

<p>万円未満の物品については、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、所管課で調達できるとされている。</p> <p>しかしながら、市営住宅使用料及び駐車場使用料納入通知書の調達については、10万円未満に分割して、短期間に同一業者から複数回調達しているが、契約金額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したものと評価される。</p> <p>物品の調達に当たっては、予算執行の透明性・経済性・競争性・公平性を阻害することのないよう、適正に事務を行われたい。</p>	
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ウ 動産の管理の現況と公有財産台帳との符合状況を適正に確認すべきもの(都市局)</p> <p>地方自治法第238条によると、公有財産のうち動産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機等をいうとされている。</p> <p>また、公有財産規則第15条によると、公有財産の管理については、常に現況と公有財産台帳等との符合状況等に留意しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、稲毛ヨットハーバーに設置されている浮標及び浮棧橋については、市の所有に属するものであるにもかかわらず、これまで地方自治法上の動産として認識されていなかったため、その管理の現況と公有財産台帳とが符合していなかった。</p> <p>動産については、公有財産台帳の記載内容に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、その管理の現況と公有財産台帳との符合状況を適正に確認されたい。</p>	<p>稲毛ヨットハーバーに設置されている浮標及び浮棧橋については、平成29年8月に公有財産台帳へ登載した。</p>

(4) その他

ウ 産業廃棄物管理票に関する報告を適正に行うべきもの（都市局）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項によると、産業廃棄物管理票を交付した事業者は、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならないとされている。

また、同法施行規則第8条の27によると、産業廃棄物管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（事業場の所在地が政令市にあっては、政令市の長）に提出するものとするとしている。

しかしながら、動物公園は、産業廃棄物を排出する事業場であるにもかかわらず、産業廃棄物管理票に関する報告書を市長に提出していなかった。

産業廃棄物管理票に関する報告については、適正に行われたい。

平成28年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、提出期日の平成29年6月30日までに産業廃棄物指導課へ提出している。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>行政財産使用料条例第 3 条第 1 項及び第 2 項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができるとされている。</p> <p>また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が 4 月 1 日である場合の使用料については、使用開始日から起算して 30 日以内に納付させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、一部の自転車駐車場における電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が 4 月 1 日であるにもかかわらず、使用開始日から起算して 30 日を過ぎた納期限で納入の通知をしているものが見受けられた。</p> <p>行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>行政財産目的外使用料の徴収については、平成 29 年度分から、条例等に基づき、使用開始日が 4 月 1 日である場合は、使用開始日から起算して 30 日以内の日を納期限として納入通知書を送付した。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 高年齢労働者に対する賃金の支出に伴う雇用保険料の免除を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 11 条の 2 及び同法施行令第 1 条によると、高年齢労働者（保険年度の初日（4 月 1 日）において 64 歳以上である労働者）のうち、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者を使用する場合には、雇用保険に係る一般保険料の額を免除することとされている。</p> <p>しかしながら、幕張公民館における非常勤職員に係る賃金の支出については、</p>	<p>高年齢労働者に対する雇用保険料の控除については、法律等に基づき、適正に行っている。</p> <p>なお、控除した雇用保険料は、平成 29 年 3 月に返還した。</p>

<p>平成28年4月1日現在64歳以上である職員を雇用しているにもかかわらず、当該職員に係る雇用保険料を免除することなく、賃金から相当額を控除していた。</p> <p>高齢労働者に対する賃金の支出に伴う雇用保険料の免除については、適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 個人番号関係事務の委託を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条によると、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされている。</p> <p>また、本市においては、個人情報を取り扱う事務を委託する場合、当該委託に関する契約書等に、受託者及び受託事務従事者が個人情報の保護に関し適正な措置を講ずるよう、委託の趣旨、目的等に応じて、必要な事項を個人情報取扱特記事項として明記するものとされており、同法の施行等に的確に対応するため、平成28年4月1日から個人情報取扱特記事項が改正されている。</p> <p>しかしながら、生涯学習振興課における社会保険・雇用保険業務委託については、個人番号関係事務を委託しているにもかかわらず、改正後の個人情報取扱特記事項を契約事項としていなかった。</p> <p>個人番号関係事務の委託に当たっては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者に必要な措置を講ずる義務が課せられていることから、適正に行われたい。</p>	<p>個人番号関係事務の委託については、平成29年度から、改正後の個人情報取扱特記事項を契約事項としている。</p>

ウ 請負契約に係る検査を適正に行うべきもの（教育委員会）

地方自治法施行令第167条の15第2項によると、普通地方公共団体が請負契約を締結した場合において、当該普通地方公共団体の職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないとされている。

また、加曽利貝塚樹木伐採（台風災害等）業務委託に係る仕様書によると、受注者は、樹木を搬出する際の搬出先における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業許可証の写しを事前に提出するとともに、樹木の積込時及び搬出先への搬入時の写真を提出することとされている。

しかしながら、当該業務委託については、当該業務以外の書類が添付され、また、仕様書に定める写真の提出を受けていないにもかかわらず、契約どおりの履行が確認できたものとして、検査を完了していた。

請負契約は、市が委託した業務を完了するために必要な一切の手段を受注者が自らの責任において定め、処理するものであることから、契約の適正な履行を確保するために必要な検査については、法令等に基づき適正に行われたい。

加曽利貝塚樹木伐採（台風災害等）業務委託に係る仕様書で定めた書類の提出を受けた。

また、平成29年度に締結した請負契約に係る検査については、法令等に基づき適正に行った。

（4）財産管理事務

ア 普通財産の貸付を適正に行うべきもの（建設局）

「公有財産管理に係る事務の適正な取扱いについて」（平成19年3月9日付け財政部長通知）によると、公有財産を市以外の者へ使用させる場合は、普通財産貸付契約等の文書による手続きを行うこととされている。

しかしながら、支線柱及び支線の設置のため、普通財産を市以外の者へ使用させているにもかかわらず、相手方から普通財産貸付契約等の文書による手続き

普通財産の貸付については、平成29年3月1日付けで、相手方から普通財産借受申請書の提出を受け、土地賃貸借契約書を取り交わした。

<p>を行っていなかった。 普通財産の貸付については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>イ 分担金に係る債権の報告を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>「適正な債権管理事務の執行について」（平成26年4月28日付け債権管理課長通知）によると、複数年度にわたって返還される貸付金などにおいて、当該年度に調定していないものについては、台帳の整備を行うなど適正に管理するとともに、決算書中の財産に関する調書に記載することとされている。</p> <p>また、「決算に伴う書類の提出について」（平成28年5月10日付け会計室長依頼）によると、財産に関する調書を作成するため、決算年度の歳入に係る債権以外の債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。</p> <p>しかしながら、農業集落排水事業分担金については、複数年度にわたって納入されるものであるところ、次年度以降に調定することとなる債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていないかった。</p> <p>分担金に係る債権については、債権現在額報告書による報告に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、適正に報告を行われたい。</p>	<p>農業集落排水事業分担金に係る債権については、平成28年度決算から債権現在額報告書により、会計管理者に報告を行い、財産に関する調書に記載されている。</p>
<p>ウ 物品の管理を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>下水道事業会計規則第17条によると、下水道事業に関する取引を記録し、及び整理するため、企業出納員は、会計帳簿（物品出納簿）を備え、保管しなければならないとされている。</p> <p>また、同規則第79条第2項によると、企業出納員は、その所管に属する物品の管理を適正かつ円滑に行わなけれ</p>	<p>物品の管理については、平成29年4月28日に建設局長から、局内各課長に対し文書で通知し、規則に基づき適正に行うよう所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、管理する物品と物品出納簿の照合を行い、内容に相違があるものについて、物品出納簿を訂正した。</p>

<p>ばならないとされている。</p> <p>しかしながら、下水道営業課の物品については、物品出納簿と物品との照合が行われておらず、管理が適正に行われていなかった。</p> <p>物品の管理については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>エ 著作権の取得に伴う通知を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>公有財産規則第39条によると、所管課長は、その所管に属する公有財産を取得したときは、台帳副本を整理するとともに、公有財産取得（異動）通知書により管財課長に通知しなければならないとされている。</p> <p>また、著作権法第77条では、著作権（財産権）の譲渡を受けた者が第三者に対抗するために、著作権移転の登録を行うことができるとされており、市の事業の推進に当たって活用しているオリジナルキャラクターのうち、著作者から市への著作権の移転に関し登録を行ったものについては、これに併せて公有財産規則に基づく管財課長への通知を行っている。</p> <p>しかしながら、加曽利貝塚オリジナルキャラクター「かそりーぬ」に係る著作権については、著作者と市との間で著作権譲渡契約を締結するとともに、著作権が市に移転した事実に関し、著作権法第77条に基づく登録を行っているにもかかわらず、公有財産取得（異動）通知書により管財課長に通知していなかった。</p> <p>著作権の取得に当たっては、公有財産台帳の記載内容に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、規則に基づく通知を適正に行われたい。</p>	<p>著作権の取得に伴う通知については、平成29年3月9日に、公有財産取得通知書を管財課へ提出した。</p>

カ 敷金等に係る債権の報告を適正に行うべきもの（教育委員会）

「適正な債権管理事務の執行について」（平成26年4月28日付け債権管理課長通知）によると、賃貸借契約に伴う敷金等は、契約満了時に返還されるもので、返還される年度に調定することとなるものであるが、それまでの間においても、市が適正に管理すべき債権であることから、決算書中の財産に関する調書に記載することとされている。

また、「決算に伴う書類の提出について」（平成28年5月10日付け会計室長依頼）によると、財産に関する調書を作成するため、決算年度の歳入に係る債権以外の債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。

しかしながら、中央図書館・生涯学習センター第2駐車場の賃借に係る敷金については、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていなかった。

敷金等に係る債権については、債権現在額報告書による報告に基づき、毎年度の決算において作成される財産に関する調書に現在高等が記載されることから、適正に報告を行われたい。

敷金等に係る債権については、平成28年度決算から債権現在額報告書により、会計管理者に報告を行い、財産に関する調書に記載されている。